56.02 ～ 56.09		［略］			56.02 ～ 56.09		［同左］		
［略］					［同左］				
57.01 ～ 57.03		［略］			57.01 ～ 57.03		［同左］		
57.04		じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）			57.04		じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）		
5704.10		［略］			5704.10		［同左］		
5704.20	000	－タイル（表面積が0.3平方メートルを超え１平方メートル以下のものに限る。）	ＳＭ	ＫＧ			［新規］		
5704.90		［略］			5704.90		［同左］		
57.05		［略］			57.05		［同左］		
［略］					［同左］				
第60類　メリヤス編物及びクロセ編物 注 ［略］ 号注 1　第6005.35号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルのマルチフィラメントの編物で、重量が１平方メートルにつき30グラム以上55グラム以下、網目が１平方センチメートルにつき20穴以上100穴以下であり、アルファーシペルメトリン（ＩＳＯ）、クロルフェナピル（ＩＳＯ）、デルタメトリン（ＩＮＮ、ＩＳＯ）、ラムダーシハロトリン（ＩＳＯ）、ペルメトリン（ＩＳＯ）又はピリミホスメチル（ＩＳＯ）を染み込ませ又は塗布したものを含む。					第60類　メリヤス編物及びクロセ編物 注 ［同左］ ［新規］				
60.01 ～ 60.04		［略］			60.01 ～ 60.04		［同左］		
60.05		たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）			60.05		たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）		
		［略］					［同左］		
6005.21 ～ 6005.24		［略］			6005.21 ～ 6005.24		［同左］		
		－合成繊維製のもの					－合成繊維製のもの		
		［削除］			6005.31	000	－－漂白してないもの及び漂白したもの	ＳＭ	ＫＧ
		［削除］			6005.32	000	－－浸染したもの	ＳＭ	ＫＧ
		［削除］			6005.33	000	－－異なる色の糸から成るもの	ＳＭ	ＫＧ
		［削除］			6005.34	000	－－なせんしたもの	ＳＭ	ＫＧ
6005.35	000	－－この類の号注１の編物	ＳＭ	ＫＧ			［新規］		
6005.36	000	－－その他のもの（漂白してないもの及び漂白したものに限る。）	ＳＭ	ＫＧ			［新規］		